

卒業の認定に関する方針

【衛生専門課程 美容科・美容ダブルライセンス科】

【衛生専門課程別科 通信課程 美容科・美容ダブルライセンス科】

本校では、学則で定める基準により所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

(卒業認定)

第19条 卒業認定基準は次のとおりとする。

(1) 衛生専門課程

- (ア) 所定の教科課目毎に学則で定める必要な単位数を履修していること
- (イ) 学校が行う卒業認定試験に於いて、必修科目、選択必修科目共に60点以上であること。

(2) 別科 通信課程

- (ア) 所定の教科課程毎に学則で定める面接授業の単位数及び添削指導の回数を履修し、なおかつ(公社)日本理容美容教育センターへの報告課題が修了していること。
- (イ) 学校が行う卒業認定試験において必修科目、選択必修科目共に60点以上であること。